

N I C Uママネット のびっこ 会則

(名 称)

第1条 この会は「N I C Uママネット のびっこ」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市におく。

(目 的)

第3条 この会は、N I C Uに子が入院中、または入院していたことのある親を対象に、同じ体験を持つ立場からの情報提供や交流の場を作ることをもって、低体重児、早産児に特有の悩みや不安を解消し、育児支援を行い、広く社会に低体重児、早産児に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①情報収集・提供事業
- ②支援・交流事業
- ③調査研究・提言事業
- ④その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 この会の趣旨に賛同するものを会員とする。

(役 員)

第6条 この会の運営のため、次の役員をおく。

- 1 (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする
- 3 会長、副会長は、理事会において理事の互選により定める
- 4 監事は理事を兼ねることができない。

(会 議)

第7条 この会の会議は、理事会および総会とする。

(事務局)

第8条 この会の事務を処理するため、事務局に事務長及びスタッフを置く。

(その他)

第9条 この会則のほか、必要な事項は、理事会で協議のうえ決定する。

附 則

1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。